第 6 章 生活福祉

- 1. 概 説
- 2. 生活困窮者自立支援制度
- 3. 生活保護相談の状況
- 4. 被保護世帯の状況
- 5. 生活保護法による援護
- 6. 法外援護
- 7. 行旅死亡人等の取扱い

1.概 説

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が、生活に困窮するすべての国 民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障 するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護を受けるためには、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助はすべて生活保護法に優先される。生活保護は世帯単位で行い、国の定める基準により算出される最低生活費と世帯の収入とを比較し、世帯の収入が最低生活費に満たないときにはじめて適用される。

平成27年(2015年)4月からは、生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対する新たな支援制度が開始した。この制度は、生活保護に至る前の早期の段階から自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した者が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的にしている。生活困窮者の個々の相談に応じ、安定した生活に向けて、仕事や住まい、子どもの学習など、様々な支援を関連機関と連携し、包括的な支援を行うものである。

2 . 生活困窮者自立支援制度

本制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者に寄り添い、関係機関と連携しながら相談支援を行う自立相談支援事業と、個々の状況に応じた各種支援事業がある。

(1)自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けたプランの作成等を実施。

年 度 区 分	2 9	3 0	元
新規相談総件数	1,322	1,525	1,722
プラン作成件数	292	455	490

(2)就労支援事業

生活保護受給者と一体的に実施。

単位:人

年 度	2 9	3 0	元
支援対象者	1,241	1,099	991
生活困窮者	528	556	447
生活保護受給者	713	543	544
就労決定者	434	435	372
生活困窮者	232	245	233
生活保護受給者	202	190	139

就労支援員による支援数

(3)住居確保給付金の支給

離職による住宅喪失者等のうち、就労能力及び就労意欲のある者に対し、家賃 相当を有期で給付。

新規相談・支給状況

単位:人

年 度 区 分	2 9	3 0	元
単身世帯・相談者(支給者)	53(7)	52(21)	69(13)
複数世帯・相談者(支給者)	21(9)	20(12)	21(6)
合計相談人数(支給者)	74(16)	72(33)	90(19)

支給額 単位:円

年 度 区 分	2 9	3 0	元
単身世帯	1,000,100	2,664,200	1,384,100
複数世帯	1,453,600	2,107,200	2,033,600
合計額	2,453,700	4,771,400	3,417,700

(4)就労準備支援事業

就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施。 生活保護受給者と一体的に実施。

単位:件

区分	年 度	2 9	3 0	元	
支援	付象者	31	70	67	
生活	困窮者	17	47	29	
生活保護受給者		14	23	38	

(5)家計改善支援事業

家計に課題のある生活困窮者に対して、家計の視点から必要な情報提供や専門的なアドバイス、支援を行う。(平成30年度(2018年度)より家計相談支援事業から名称変更)

単位:件

年 度 区 分	2 9	3 0	元
初回プラン	40	81	76

(6)子どもの学習支援事業

貧困の世代間の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯及び児童扶養手当支給世帯の中学生を対象に、無料学習教室を開催した。

無料学習教室実施状況

<u>X</u> :	年 度	2 9	3 0	元
対	象者数(人)	788	895	1,399
定	員 (人)	225	225	330
参加者数(人)		149	153	276
	中学1年生	47	43	95
	中学2年生	47	62	103
	中学3年生	55	48	78
進学者数(人)		53	48	78
会	場数(ケ所)	12	12	14

参加者は、各年度3月の数字

(7) 八王子市生活困窮者自立支援ネットワーク会議

生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施するにあたり、関係機関・関係者のネットワークを構築し、事業に関する情報共有、地域における支援体制の検討を行い、生活困窮者に対する包括的な支援を効果的に実施することを目的とした会議を設置する。

年 度 区 分		2 9	3 0	元
本会議	開催数(回)	2	1	1
議	出席委員数(人)	50	24	28
実務	開催数(回)	2	1	1
実務者会	出席委員数(人)	35	19	19
	フーキング検討会 開催回数(回)	0	0	

3. 生活保護相談の状況

相談内容は多岐にわたっており、5,000件に近い状況が続く。

相談件数の状況

単位:件

					十四・川
X	 分	年 度	2 9	3 0	元
	相談数	(延べ件数)	5,299	5,127	4,778
内	生活	5保護申請	689	687	811
פין	生活	5保護相談	2,935	2,992	2,460
	婦人相談		642 (一時保護 14)	530 (一時保護 16)	662 (一時保護 15)
訳	スの 曲	社協緊急援護	227	293	300
前八	その他	上記以外のもの	806	625	545

4.被保護世帯の状況

(1)被保護世帯、人員、保護率の状況

(各年度4月中)

			()	千皮・万千人
X	年 度 分	2 9	3 0	元
八 王	被保護世帯(人)	10,021	9,651	9,413
八 王 子 市	被保護世帯(世帯)	7,639	7,475	7,385
	全国	16.8	16.6	16.5
	都	21.3	21.0	20.6
保 護 率	区部	22.9	22.4	22.0
率	市部	17.9	17.7	17.5
	八王子市	17.4	16.7	16.3
	武蔵野市	12.9	12.4	12.7
(‰)	町田市	17.8	18.2	17.9
	立 川 市	28.0	28.0	27.5
保護	停止中も含む。	「東京都福祉	保健局業務統	計月報」より

‰=パーミル・千人中当たり

(2) 労働力類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位:世帯

					<u> </u>	12 T 7 J 1	<i>/</i> — I-	7 · □ II
年 度 区 分			2 9	3 0		元		
				11.2		10.8		10.4
世	常	用者		856		805		767
帯				0.7		0.8		0.7
主	日	雇者		50		55		53
が				0.2		0.1		0.1
就	内	職		12		9		11
労				2.4		3.0		4.1
	そ	の他		184		225		299
				2.6		2.6		2.3
世帯	ま員 か	就 労		200		196		168
				82.9		82.7		82.4
就 労	者が	いない	(6,323	(6,177	(6,077
				100.0		100.0		100.0
	合計			7,625	7	7,467	7	7,375

(3)世帯類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位:世帯

X	分	年 度		2 9		3 0		元
				41.6		43.1		45.3
単	高	齢 者	(3,184	;	3,217	(3,342
				24.2		25.5		25.0
	傷病	・障害者	,	1,843	,	1,900	,	1,842
身				12.1		10.8		9.9
	そ	の他		919		805		729
				5.2		5.1		5.2
2	高	齢 者		398		383		383
١.				6.4		5.3		4.7
人	母	子		486		398		346
以				3.6		3.7		3.9
	傷病	・障害者		271		277		290
上				6.9		6.5		6.0
	そ	の他		524		487		443
				100.0		100.0		100.0
合		計	7	7,625	-	7,467	7	7,375

(4)保護開始理由別分類

単位:件

				半位.片
年度区分	2 9		3 0	元
1		26.5	29.6	25.4
世帯主の傷病	176	6	195	192
2		0.5	1.2	1.5
世帯員の傷病	;	3	8	11
3		3.0	2.7	1.3
就労者の死亡 離別不在	20)	18	10
		8.1	11.9	12.4
1.2.3に該当しない 稼動収入の減少・喪失	54	4	78	94
		46.3	41.8	45.8
年金・仕送り等の 減 少 ・ 喪 失	307	7	275	347
		15.6	12.8	13.6
その他	103	3	84	 103
		100.0	100.0	 100.0
合 計	663	3	658	757

構成比(%)

(5)保護開始世帯類型別分類

単位:世帯

区分	年 度	2 9	3 0	元
		31.2	30.3	30.1
高 齢	者	207	199	228
		5.1	5.8	6.7
母	子	34	38	51
		37.4	37.8	37.8
傷病・肾	章 害 者	248	249	286
		26.3	26.1	25.4
そ の	他	174	172	192
		100.0	100.0	100.0
合	計	663	658	757

(6)保護廃止理由別分類

単位:世帯

年 度 区 分	2 9	3 0	元
	0.2	0.1	0.0
世帯主の傷病治癒	2	1	0
	14.1	16.3	14.3
上記に該当しない 稼動収入の増加	114	125	102
	41.8	43.4	46.0
死亡・失踪	338	331	329
	2.7	1.4	2.2
年金 ・仕送り等の増加	22	11	16
	41.2	38.8	37.5
そ の 他	332	297	268
	100.0	100.0	100.0
合 計	808	765	715

構成比(%)

(その他は転出・引取り等)

5 . 生活保護法による援護

(1)生活保護費の支給

単位:千円

				单位:十门
区分	年度	2 9	3 0	元
化红针 品	延世帯(世帯)	77,170	75,038	74,408
生活扶助	金額	5,736,945	5,391,802	5,264,937
住宅扶助	延世帯(世帯)	77,164	76,065	75,435
任七扒助	金額	3,236,441	3,166,720	3,152,641
教育扶助	延人数(人)	6,499	5,812	5,328
教育1/0/J	金額	71,611	53,051	40,501
介護扶助	延人数(人)	17,040	17,218	17,525
기 n支1人D/J	金額	411,922	415,191	411,200
医療扶助	延人数(人)	84,896	82,905	81,787
区7京1人の	金額	8,926,429	8,663,739	8,650,626
出産扶助	延人数(人)	1	2	0
山厓沃助	金額	360	759	0
生業扶助	延人数(人)	2,629	2,475	2,340
土来扒助	金額	47,717	39,197	34,133
葬祭扶助	延人数(人)	246	238	237
开示1人的	金額	48,013	45,049	48,585
就労自立給付金	延人数(人)	59	73	73
机力白工船门金	金額	4,204	4,593	4,395
進学準備金	延人数(人)	-	24	26
<u></u> 连于干佣亚	金額	-	2,600	4,000
保護施設	延人数(人)	919	946	964
事 務 費	金額	163,103	168,335	179,414
合計	金額	18,646,745	17,951,036	17,790,432

(2)医療扶助受給者数

(各年度4月中)単位:人

							(n · ~	
	 分	年	度		2 9		3 0	元
					6.5		6.7	6.2
入	精		神		467		464	432
					2.8		2.4	2.9
	そ	の	他		199		165	199
院					9.3		9.1	9.1
		計			666		629	631
					0.2		0.1	0.0
入	精	<u>-</u>	神		11		4	1
院					90.5		90.8	90.9
Pπ	そ	の	他		6,473		6,306	6,271
外					90.7		90.9	90.9
		計			6,484		6,310	6,272
					100.0		100.0	100.0
合			計		7,150		6,939	6,903

6. 法外援護

(1)児童服・運動衣代の支給

生活保護法による保護を受けている児童・生徒に対し、その就学を奨励し、 もって被保護者世帯の自立更正を援助するため「こどもの日」の行事の一環とし て、児童服代等を支給する。

支給状況

区 :	分	年度	2 9	3 0	元
	人員	小学生 (人)	287	250	219
児童	八貝	中学生 (人)	148	139	121
服	単	価 (円)	11,000	11,000	11,000
	支約	合額 (千円)	4,785	4,279	3,740
	人員	小学生 (人)	325	280	248
運動	八貝	中学生 (人)	223	201	180
衣	単	価 (円)	4,000	4,000	4,000
	支約	合額 (千円)	2,192	1,924	1,712

(支給額の千円未満四捨五入)

(2)夏季健全育成費の支給

生活保護法による保護を受けている児童・生徒に対して、夏季休暇中の臨海・ 林間学校等に参加する費用を負担し、それらの者の心身の健全な育成を図るため に支給する。

支給状況

区 :	年 度 分	2 9	3 0	元
7	小学生 (人)	328	282	252
員	中学生 (人)	222	200	185
単	価 (円)	3,000	3,000	3,000
支	給 額 (千円)	1,650	1,446	1,311

(支給額の千円未満四捨五入)

(3)修学旅行支度金の支給

生活保護法による保護を受けている小学校6年生または中学校3年生が修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、児童・生徒の修学を支援し、もって本人及び世帯の自立助長を図るために支給する。

支給状況

X :	分	年/	度	2 9	3 0	元
小	人	員	(人)	59	65	56
字 6	単	価	(円)	4,000	4,000	4,000
小学 6 年生	支 給	額	(千円)	236	260	224
中	人	員	(人)	70	71	60
中学3年生	単	価	(円)	8,000	8,000	8,000
生	支 給	額	(千円)	560	568	480
合	人	員	(人)	129	136	116
計	支 給	額	(千円)	796	828	704

(支給額の千円未満四捨五入)

(4)生活保護自立促進事業

生活保護受給者または生活保護受給世帯に対して、自立支援に要する経費の一部を支給することにより、自立助長を図るために支給する。

支給状況 単位:千円

年 度 区 分	2 9	3 0	元
就労支援費	172	234	231
社会参加活動費	0	0	0
高齢者等生活環境改善事業	1,579	1,903	2,169
生活支援事業	89	62	106
債務整理援助事業	11	0	0
住宅契約関係費	779	677	980
健康増進費	0	0	0
次世代支援	150	0	0
支給額	2,780	2,876	3,486

7. 行旅死亡人等の取扱い

単位:人

			<u> </u>
年度 区分	2 9	3 0	元
男	24	40	31
女	3	5	4
不詳	0	0	2
合計	27	45	37

[「]行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「墓地、埋葬等に関する法律第9条」 の規定により取り扱った死体の数